

発議第 12 号

庄原市議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条の 2 第 5 項の規定において準用する同法第 109 条第 7 項及び庄原市議会会議規則（平成 17 年庄原市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり規則案を提出する。

平成 23 年 12 月 15 日

提出者 議会運営委員会 委員長 垣内 秀孝

庄原市議会議長 様

〔提案理由〕

協議又は調整を行うための場へ議員全員協議会を追加するため、所要の改正を行おうとするものである。

庄原市議会会議規則の一部を改正する規則

庄原市議会会議規則(平成17年庄原市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第159条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	議会活動又は市政に係る重要な事項について協議又は調整を行うため	全議員	議長
議会広報委員会	議会広報に関する協議を行うため	副議長、各常任委員会の委員長、議長	議会広報委員長

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。